

## 公 告

幼児の運動遊び応援事業について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年4月6日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 企画提案書の提出を求める事項

#### (1) 業務名

幼児の運動遊び応援事業

#### (2) 公示業務の内容

「幼児の運動遊び応援事業に係るプロポーザル実施要領」のとおり

#### (3) 履行期間

令和8年5月1日（金）から令和9年3月14日（日）まで

### 2 企画提案書を提出する者に必要な資格

本業務を委託するに当たり企画提案を募集するが、これに参加できる者は、本委託業務の実施に必要な能力を有する者で、「幼児の運動遊び応援事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「応募資格」という。）に関し、次に掲げる事項のすべてを満たしていることについて、県の認定を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本委託業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 入札の日以前6月以内に、手形交換所で不渡手形もしくは不渡小切手を出した事実または銀行もしくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または

- その支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)  
が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律  
第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規  
定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与して  
いる者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に  
損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を  
供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与  
している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい  
る者
- (6) 福井県内に主たる営業所を有していること。県の求めに応じて随時来庁し、対  
応できる体制を整えていること。
- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において滞納がない者  
であること。

### 3 応募資格の認定の申請手続き等

#### (1) 応募資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、応募資格の認  
定を受けなければならない。

##### ア 提出書類および部数

幼児の運動遊び応援事業に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」と  
いう。）による。

##### イ 提出方法

原則として、電子メールにて送信すること。また、持参、郵送（配達証明）  
または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。なお、  
持参の場合は、9時から17時までの間に限る。

##### ウ 受付期日

令和8年4月14日（火）17時まで（必着）

##### エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所の所在地および名称

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課（県庁5階）

担当：鶴山、高村

T E L 0776-20-0746

F A X 0776-20-0664

E-mail sports@pref.fukui.lg.jp

#### オ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

① 交付期日

令和8年4月6日（月）9時から4月13日（月）17時まで  
ただし、9時から17時までの間（土、日を除く）に限る。

② 交付場所

3（1）エに同じ。

なお、福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課ホームページ  
[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/013710/sportsplan\\_exercise.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/013710/sportsplan_exercise.html)  
からもダウンロードすることができる。

(2) 応募資格の認定期日

応募資格認定申請書は令和8年4月14日（火）までに提出すること。

(3) 応募資格の認定結果通知

書面により申請者に通知する。

#### 4 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和8年4月13日（月）17時までに  
質問票（実施要領様式1）を電子メールにより提出すること。提出場所は、3（1）  
エに同じ。

質問に対する回答は、すべての応募資格認定者に対して電子メールにより一斉に  
行う。

#### 5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

3（1）アに同じ

(2) 提出方法

3（1）イに同じ

(3) 提出期日

令和8年4月22日（水）17時まで（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3（1）エに同じ

(5) 提出資料の様式等

3（1）オに同じ

#### 6 選定委員会および最優秀企画提案者の選定等

(1) 選定委員会の実施

契約先の選定は、選定委員会において、企画提案書を提出した者（以下「提案

者」という。)によるプレゼンテーションを実施し、別に定める「幼児の運動遊び応援事業に係るプロポーザル選定要領」に基づき、選定委員会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず選定委員会開催の日から1週間以内に提案者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。

(4) 参加報酬

参加報酬は支払わない。

## 7 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期日に遅れた資料は一切受け付けない。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。

(4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。